

島本ノ争議ニ就テハ既ニ尋クノ年ニ依リテ居サレテ採ルガ私ニ交渉委員ノ首ト  
シテ之ヲ遊ベト前提ニテ道長宮水ハ月ニアルヲ知ツテ他人アルヲ知ラズ即チ島本ニシテ  
生キル権利アルナド労働スル職ニシテ生キル權利アルノアルニ依リテ労働者ガ余ノ事ガ  
多ク又其ノ権ヲ行使ナラトハ毎イ言及ガカク労働者相談ニテ居ルハハ後ニ其險テアル故  
ニ島本モ今少ク考ヘテ買入ノアルニ依リテ相ニ依リテ其未シク昨ノ事ガノ違刑也ノ事  
裁判ヲ申シテ人僅カテアルニシテ以テ見テ之國中ノ民衆ハ此ノ如ク罷テアルカトシテ事ガ  
判レテアル今回ノ民衆運動ニ相ノ表テハカレ圧迫ハノイト思フンテアル程其未シク其議  
ガ起ル博合ニ依リテ其場中ニ横合リテ取締ノ者ガ首長ニ依リテ………注意  
官派ノ争議ニ就テ事務員ハ仕事ハ休ミテアルガ彼等モ今ジ島本ノ使用人デアリテ  
ト今標テリシ御事ニ依リテ人同テアルナレハ同日アリ………労働者共ニスベテアル事  
レハ五分ト五分トノ交渉デモ………中止

4.7.11  
616



勞 秋 第一二二六號  
昭 和 四年 七月 十日  
豐 視 總 監 丸 山 鶴 吉

社 務 大 臣 安 達 謙 藏  
會 局 長 官 殿  
大 阪 神 奈 川 府 縣 知 事 殿

島 藤 製 杖 工 場 勞 働 争 議 ニ 関 ス ル 件 ( 第 三 報 )

- (1) 争議團ハ行商ヲ開始ス
- (2) 大衆党支持各團體ノ応援ヲ示メテ七日争議批判演説會ヲ開催スル事四名余
- (3) 労働者側交渉委員三名ハ工場至ニ合見折衝シタルヲ解決ニ至ラス